

(平成27年4月1日以降に事前通報を行う案件に適用)

(注1) LDCのうち貧困国は、分野にかかわらず、0.01%、40年（10年）を適用。

(注2) 優先条件が適用されるのは、環境・気候変動分野、保健・医療分野、防災分野及び人材育成分野。

(注3) STEP（本邦技術活用条件）は、我が国の優れた技術やノウハウを活用するものとして途上国から本条件適用の要請があるもので、かつ我が国の事業者の  
有する技術やノウハウが必要かつ実質的に活かされる案件に適用。

(注4) 円LIBOR（6か月物）部分のみ変動し、スプレッドは固定するFixed Spread Loanを適用。変動金利の上限はGE値25%を満たすような水準を確保し、下限金利は0.1%とする。

(注5) 災害復旧分野（災害復旧スタンダード・バイ借款を含む）は、所得階層にかかわらず、0.01%、40年（10年）を適用。災害復旧スタンダード・バイ借款は、  
外貨返済型円借款が適用可能な償還期間（据置期間）である、20年（6年）、15年（5年）も選択可能とする。

（参考）

- ・ オプション金利は、CL値が基準金利のCL値を上回らない金利とする。
- ・ EPSAソブリン向けは、所得階層に応じて、優先条件を適用（ただし、LDCうち貧困国については、0.01%、40年（10年）を適用）。
- ・ EPSAノンソブリン向け融資のためのアフリカ開発銀行向けツーステップローンは、0.55%、40年（10年）を適用。
- ・ IMFのプログラムが順調に進んでいる国及びIDAグラント供与国については、IMFの譲許性基準を満たすよう供与条件を変更することができる。
- ・ 卒業移行国には変動金利のみを適用、中進国には原則変動金利を適用するものの固定金利も選択可能とし、  
低所得国及び中所得国には原則固定金利を適用するものの変動金利も選択可能とする。中進国のプログラム型借款については変動金利のみを適用。  
ただし、セクター支援型のプログラム型借款は固定金利も選択可能。